# 第6章 実施すべき特定事業等

## 6-1 実施すべき特定事業等の考え方

JR・近鉄郡山駅周辺地区において実施すべき特定事業等について、バリアフリー新法等に基づく考え方を以下に示します。

## ハード面の整備

## 特定事業

バリアフリー新法に基づき、基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するものです。

- 公共交通特定事業
  - 公共交通 (鉄道・バス・タクシー) に関連するバリアフリー 設備の整備や、車両のバリアフリー化
- 道路特定事業

バリアフリー化のための施設(歩道等)の設置や、道路構造 の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)

- 交通安全特定事業
  - バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- 建築物特定事業
  - バリアフリー化のために必要な建築物特定施設(出入り口、 エレベーター、トイレ等)の整備
- 都市公園特定事業

都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園 施設(出入り口、園路等)の整備

## その他の事業

生活関連施設、生活関連経路 に関するバリアフリー化事 業のうち、特定事業以外の事 業です。

- ・バスターミナル
- 駅前広場
- ・案内サイン
- その他

一体的に実施

#### ソフト面の取り組み

## ソフト施策

すべての人にとっての移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソフト面での施策展開が必要です。バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

- わかりやすい案内の充実
- ・バリアフリー情報の提供
- 広報 啓発
- 迷惑自転車対策
- ・駐車場の利用マナーの向上
- 教育
- ・当事者の意見を反映するしくみ

## ① 特定事業の概要

- ・基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両のバリアフリー化を具体化するもので す。
- ・本基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。
- ・実施する特定事業の種類は、以下に示すものがあります。

#### 公共交通特定事業·道路特定事業·都市公園特定事業·建築物特定事業·交通安全特定事業

- ・新法における特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課せられませんが、で きる限り移動等円滑化基準に適合するように実施されるべきと考えます。
- ・たとえば、建築物の一部を改修する場合など、施設全体で移動等円滑化基準にすべて適合できない場合もあります。したがって、必ずしも移動等円滑化基準にすべて適合しないバリアフリー化などの事業内容であっても、特定事業として積極的に位置付け、段階的なバリアフリー化をめざしていきます。

#### ② 移動等円滑化のためのその他の事業の概要

- ・生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないも のを記載します。
- ・バリアフリー新法の基本方針では、これらに該当するものの例として、生活関連経路を構成 する駅前広場、通路があげられています。
- ・サインによる情報提供の充実といった、わかりやすいサインの整備、点字・音声案内の充実 もその他の事業に含まれます。

#### ③ ソフト施策の概要

- ・すべての人にとっての移動等円滑化を実現するためには、施設のハード整備だけでなく、ソ フト面での施策展開が必要です。
- ・バリアフリー化の重要性や移動弱者への理解を深め、実際の行動につなげる「心のバリアフリー」を推進していきます。

# #定事業計画の作成 ○公共交通特定事業計画:公共交通事業者が作成 ○道路特定事業計画:道路管理者が作成 ○都市公園特定事業計画:公園管理者が作成 ○建築物特定事業計画:建築物の所有者が作成 ○交通安全特定事業計画:公安委員会が作成

図 6-1 基本構想策定から事業化までの流れ

#### 6-2 事業の目標時期

事業メニューの検討にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・ 改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするため、できる限り市民のニーズ を反映した整備を行うことを前提に、各事業者との調整や財政状況をふまえ、目標時期を設定し ていきます。

なお目標時期の考え方として、本基本構想の目標年次が平成24年(2012年)から平成33年(2021 年)の10年間であることを考慮して、以下のように考えます。

短期	概ね5年 (平成28年:2016年)以内	緊急性を要する、早急な対応が可能といった事業。 経過措置 <sup>(注1</sup> を用いても整備を実施する。
中期	概ね 10 年 (平成 33 年:2021 年) 以内	可能な限りバリアフリー基準に基づいた整備を実施する。なお、実現性が高まった場合は速やかに整備を実施する。
長期	平成 34 年(2022 年)以降	現段階では事業の実現が困難であるが、実現に向けてまちづくりの視点をふまえて検討を継続する。なお、実現性が高まった場合は速やかに整備を実施する。

注1)経過措置:建物等により有効幅員2m以上の歩道幅員の確保が困難な場合など、やむを得ない場 合は、有効幅員 1.5m や歩車共存道路とすることを可能とした措置

【バリアフリーに関する法令等】

【ガイドライン等】

【参考:関連する法令等】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律

(平成18年6月公布、同年12月施行)

施行令 • 施行規則

移動等円滑化の促進に関する基本方針

奈良県住みよい福祉

鉄道・バス

公共交通移動等円滑化基準 (国土交通省省令)

路外駐車場

路外駐車場移動等円滑化基準 (国土交通省省令)

建築物

建築物移動等円滑化基準 建築物移動等円滑化誘導基準 (国土交通省省令)

公園

都市公園移動等円滑化基準 (国土交通省省令)

道路など

道路移動等円滑化基準 (国土交通省省令)

信号機

高齢者、障害者等の移動等の 円滑化の促進に係る信号機等 に関する基準を定める規則 (国家公安委員会規則)

バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編・車両等編)

高齢者、障害者等の円滑な移動 等に配慮した建築設計標準

都市公園の移動等円滑化整備 ガイドライン

道路の移動円滑化整備 ガイドライン

のまちづくり条例

駐車場法 駐車場法施行令 駐車場法施行規則

都市公園法 都市公園法施行令 都市公園法施行規則

道路法 道路構造令 道路構造令施行規則

道路交通法施行令第二条 道路標識に関する法第三十六条 道路標示に関する法第三十六条

## 6-3 実施すべき特定事業等

- (1) 公共交通特定事業等
- 鉄道駅(JR 郡山駅) 事業者:西日本旅客鉄道株式会社

	整備内容	뢒	/# <del>**</del>		
•	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
トイレの改良	□多機能トイレに多目的シートを設置			0	*1
ホームの安全性確保	■内方線付点状ブロックの設置		0		
	口電光表示板の新設			0	
室内情報の	口音声案内や文字による運行情報の充実			0	
案内情報の わかりやすさ	□非常時の連絡手段の確保 (事故発生時・災害時・エレベーター緊急停車時等)			0	

- \*1:現在の多機能トイレには充分な設置スペースがないため、駅舎の大規模改築時に多目的シートの設置を検討。
- 鉄道駅(近鉄郡山駅) 事業者:近畿日本鉄道株式会社

	整備内容	東	/# <del>**</del>		
	■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業				備考
ホームの 安全性確保	■内方線付点状ブロックの設置	0			*1
案内情報の わかりやすさ	口音声案内や文字による運行情報の充実			0	
	<ul><li>□非常時の連絡手段の確保</li><li>(事故発生時・災害時等)</li></ul>			0	
トイレの改良	□多機能トイレに多目的シートを設置				*2
トイレの収良	□利用しやすい位置へのトイレの移設				*3
投動奴収の	□東側改札付近の階段の改善				*4
移動経路の 円滑化	□下りホームスロープの視覚障害者誘導方策 の検討	0			*5

- \*1:自治体補助を前提とする。 \*2:現在のトイレはガイドラインに適合しており整備済。今後、ガイドラインの改定等をふまえ必要に応じて設 置を検討。
- \*3:トイレは1駅1箇所が原則。駅舎の大規模改築時に利用しやすい位置へのトイレの設置を検討。
- \*4:駅舎周辺の面的な開発等の状況をふまえ必要に応じて改善を検討。
  \*5:ガイドラインに適合(下端および上端には警告ブロック設置、中間は誘導ブロックなし)しており整備済。



写真 6-1 JR 郡山駅のホーム



写真 6-2 近鉄郡山駅の下りホームスロープ

## ・バス 事業者:奈良交通株式会社

	整備内容				/ <del>*</del> *
•	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
市市	■ノンステップバスの導入		0		*1
車両	■車内への電光表示板の設置		0		*2
	ロノンステップバス運行情報の提供		0		*3
案内情報の	口わかりやすい時刻表や路線図の検討	0			
わかりやすさ	□障害者(視覚・聴覚・知的等)に配慮した情報 提供方策の検討			0	
	□バスロケーションシステムの導入検討			0	*4

\*1:平成23年10月現在、11%(35両中4両)を順次バリアフリー適合車両とする。

\*2:今後導入するバリアフリー適合車両には順次、次の停留所名を表示できる機器を設置。

\*3:バリアフリー適合車両導入状況に併せて、運行情報を提供。

\*4:システム導入には莫大な初期投資、維持管理が必要であり、事業者単独での実施は困難。



写真 6-3 ノンステップバス(奈良交通)

## ・タクシー 事業者:タクシー事業者

	整備内容	뢒	/#. <del>**</del>		
	■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業		中期 10 年	長期 10年以上	備考
±=	■福祉タクシーの導入			0	
車両	口観光客の利用もふまえた福祉タクシーの利用促進			0	



写真 6-4 介護仕様車両(三都交通株式会社)

## (2) 道路特定事業等

• 生活関連経路(県道) 事業者: 奈良県

			整備内容	茅	整備目標		
路線名	区間	■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業		短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
A. 大和郡			■側溝蓋の設置	0			
		歩行空間	■路側線の改良	0			
	北廻り線-	の改善	■支障物件の移設・安全対 策(電柱)	0			
山上三橋線	第山線	歩行空間 の確保	口安全な歩行空間の確保 方策を継続的に実施	0	継続	実施	
		踏切の 改善	□障害者でも安全に横断 できる踏切の検討 (九条第 12 号踏切)	0	継続	実施	*1
B. 奈良 大和郡山斑 鳩線	新紺屋豆 腐藺本線-	歩道の	■都市計画道路整備を見 据えた歩道の改善(老朽 箇所の修繕・グレーチング の見直し等)	0			
	社会福祉 会館	改善	□都市計画道路整備の推 進(都市計画道路城廻り線 の整備による安全な歩行空 間の確保)		0		
C. 大和郡 山広陵線	大和郡山上三橋線-	歩道の	■歩道の改善		0		
	柳町停車 改善場線	改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善		0		

\*1:踏切の管理者である「近畿日本鉄道株式会社」と連携して実施。



写真 6-5 大和郡山上三橋線



写真 6-7 奈良大和郡山斑鳩線



写真 6-6 九条第 12 号踏切



写真 6-8 大和郡山広陵線

# •生活関連経路(市道) 事業者:大和郡山市

D5 /		整備内容		整備目標			
路線名	区間		■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業		中期 10 年	長期 10年以上	備考
			■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	0			
			■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	0			
a . 近鉄 三の丸線	1 - 11   12   12   13   14   15   15   15   15   15   15   15	歩道の 改善	■交差点接続部の改良(視 覚障害者も安全に横断でき る交差点への改良:西友北 側横断歩道)		0		
線	線		■有効幅員の確保(有効幅 員の確保による連続した歩 行空間の形成)			0	
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	0			
			■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	0			
			■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	0			
b . 三の丸線	大和郡山 上三橋線- 近鉄三の	歩道の 改善	■交差点接続部の改良(視 覚障害者も安全に横断でき る交差点への改良:西友北 側横断歩道)		0		
	丸線		■有効幅員の確保(有効幅 員の確保による連続した歩 行空間の形成)			0	
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	0			



写真 6-9 近鉄三の丸線



写真 6-10 三の丸線

			整備内容	Į L	整備目標	票	
路線名	区間		■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業		中期 10 年	長期 10年以上	備考
c. 三の丸 2号線			■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	0			
	大和郡山		■舗装等の改良 (路面のデ コボコの改良)	0			
	上三橋線- 近鉄三の 丸線	- 歩道の 改善	■有効幅員の確保(有効幅 員の確保による連続した歩 行空間の形成)			0	
	76 H/K		■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	0			
			■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	0			
	外堀緑地		■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	0			
d. 城廻り線	大和郡山 上三橋線	大和郡山 改善	■支障物件の改善(バリア フリーに配慮した車止めの 改善)	0			
			■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	0			



写真 6-11 三の丸 2 号線



写真 6-12 城廻り線

05 64 <b>5</b>			整備内容	整備目標			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
路線名	区間	■:特定事業		短期	中期	長期	備考
		□:その他	事業・ソフト事業	5 年	10 年	10 年以上	
	郡山北小 学校東- 線 新紺屋豆 腐藺本線		■段差の解消(歩道と車道乗 り入れ部や横断歩道との段 差の解消)	0			
e.		歩道の	■舗装等の改良(路面のデコボコの改良)	0			
城廻り線		改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕や連続した敷 設)	0			
f. 三の丸 今井材木線	新紺屋豆 腐藺本線- 近鉄三の 丸線	移動等円 滑化の 向上	■市役所への移動等円滑 化の検討(舗装等の改良、 段差の解消、有効幅員の確 保、視覚障害者誘導用ブロックの整備・改良等による 市役所への移動ルートの円 滑化)	0			
g. 紺屋 東西北線	外堀緑地- 近鉄三の 丸線	歩行空間 の確保	□転落防止策の検討(周辺の景観等に調和した、移動弱者や夜間の転落防止策を検討) □歩行空間の確保の検討(歴史や景観に配慮した歩	0			
			行空間の確保方策を検討)				
h . 紺屋	外堀緑地- 近鉄三の 丸線 の確保		□転落防止策の検討(周辺 の景観等に調和した、移動 弱者や夜間の転落防止策を 検討)	0			
東西南線		の唯体	□歩行空間の確保の検討 (歴史や景観に配慮した歩 行空間の確保方策を検討)	0			



写真 6-13 城廻り線



写真 6-15 紺屋東西北線・南線



写真 6-14 三の丸今井材木線

			整備内容	享	整備目標	票		
路線名	区間	■:特定事第 □:その他	業 事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考	
i.	近鉄三の	踏切の 改善	■踏切の改善方策の検討 (九条第 10 号踏切)	0	継続	実施	*1	
三の丸 畿知山線	丸線- 郡山高等 学校	歩行空間 の確保	□歩行空間の確保の検討 (城跡公園の整備計画と連 携した歩行空間の確保方策 を検討)	0				
j.	大和郡山	歩道の	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕)	0				
新紺屋豆腐	奈良大和 郡山斑鳩 線	改善	■支障物件の改善(バリア フリーに配慮した車止めの 改善)	0				
k. 駅前 広場線	北廻り線 -JR 郡山駅	歩道の 改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕)	0				
I. 北廻り線	大和郡山 上三橋線- 駅前広場 線	歩道の 改善	■視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善(老朽 箇所の修繕)	0				

\*1:踏切の管理者である「近畿日本鉄道株式会社」と連携して実施。



写真 6-16 三の丸畿知山線



写真 6-18 駅前広場線



写真 6-17 新紺屋豆腐藺本線



写真 6-19 北廻り線

75.44.5		整備内容整備目標		<b>蕭内容</b> 整備目標		票	
路線名	区間	■:特定事業 □:その他事	業 事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
m. 箕山線	大和郡山 上三橋線- 田北病院	歩道の 改善	■有効幅員の確保(有効幅 員の確保による連続した歩 行空間の形成)			0	
n . 柳町 筒井線	大和郡山 上三橋線- 柳町停車 場線	歩行空間 の確保	□歩行空間の確保の検討 (地元や関係者との協議の うえ交通規制も含めた歩行 空間確保)	0			
o. 柳町 停車場線	大和郡山 上三橋線- 柳町筒井 線	歩行空間 の確保	□歩行空間の確保の検討 (地元や関係者との協議の うえ交通規制も含めた歩行 空間確保)	0			



写真 6-20 箕山線



写真 6-22 柳町停車場線



写真 6-21 柳町筒井線

## a. 近鉄三の丸線

- 段差の解消
- 舗装等の改良
- 交差点接続部の改良
- 有効幅員の確保
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

#### b. 三の丸線

- 段差の解消
- 舗装等の改良
- 交差点接続部の改良
- 有効幅員の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

## i. 三の丸幾知山線

D'ASTERNATION OF

- 踏切の改善方策の検討(九条第 10号踏切)
- 歩行空間の確保の検討

#### c. 三の丸 2 号線

- 段差の解消
- 舗装等の改良
- 有効幅員の確保
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善

# m. 箕山線

● 有効幅員の確保

#### A. 大和郡山上三橋線

- 側溝蓋の設置
- 路側線の改良
- ・ 支障物件の移設・安全対策
- 安全な歩行空間の確保方策を 継続的に実施
- 障害者でも安全に横断できる 踏切の検討(九条第12号踏切)

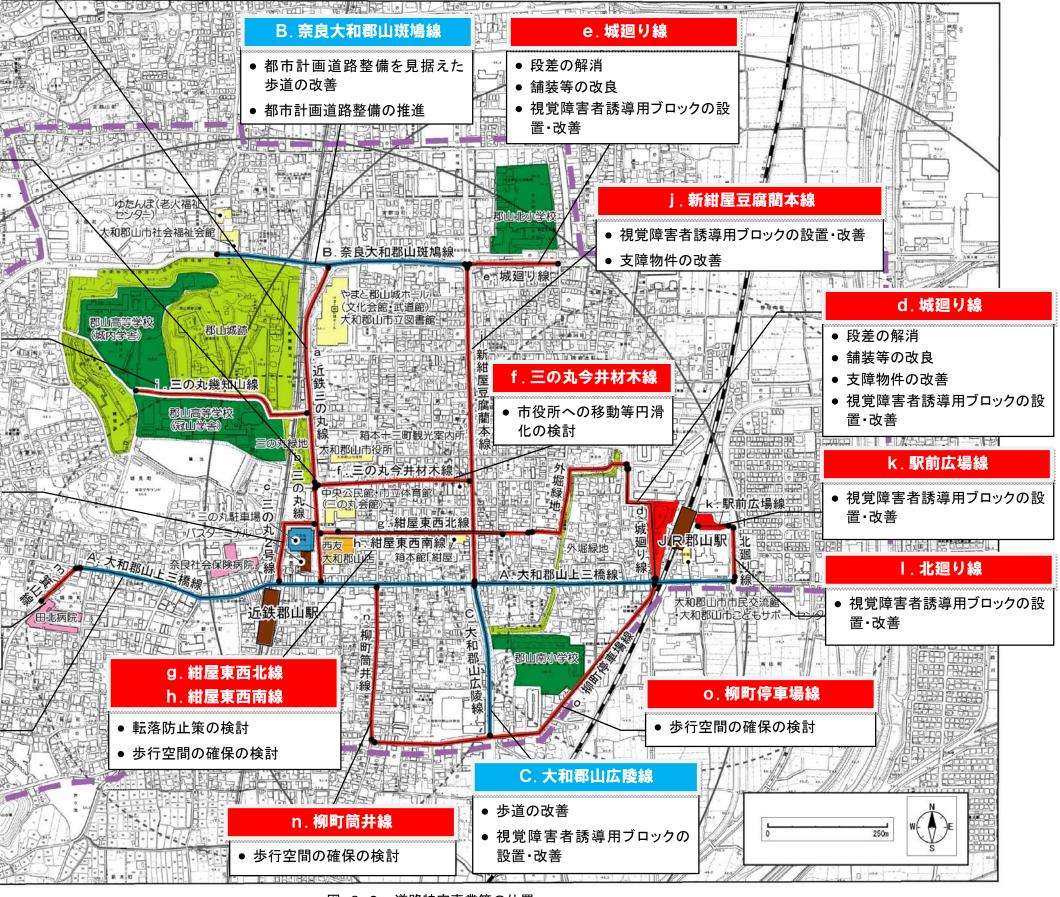


図 6-2 道路特定事業等の位置

## (3) 交通安全特定事業等

• 事業者: 公安委員会

交差点名	整備内容	整備目標			# <del>*</del>
等	■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
市役所前	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	0			
新紺屋町	■視覚障害者付加機能の整備(音響式信号機)	0			
交差点	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)	0			
北郡山	■視覚障害者付加機能の整備(音響式信号機)		0		
交差点	■高齢者等感応化機能の整備 (青時間延長押ボタン)		0		
西友西側	■高齢者等感応化機能の整備(青時間延長押ボタン)		0		
JR 郡山駅 東側	■高齢者等感応化機能の整備(青時間延長押ボタン)		0		
社会福祉 会館前	□安全な横断対策の実施((都) 城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施)			0	
城ホール 北側	□安全な横断対策の実施((都)城廻り線整備に伴う、 城廻り線の安全な横断対策の実施)			0	
近鉄郡山 駅周辺	□安全な横断対策の実施 (近鉄郡山駅周辺の整備状況 にあわせて安全な横断方策を実施)			0	
城ホール西 横断歩道	□信号の設置				*1
箱本館西 横断歩道	□信号の設置				*1
JR 郡山駅西 横断歩道	口信号の設置				*1

\*1:信号の設置については道路形状、交通量、交通事故発生件数等総合的な判断が必要。



写真 6-23 市役所前交差点



写真 6-24 新紺屋町交差点

## (4) 建築物特定事業等

• 大和郡山市役所 事業者: 大和郡山市

整備内容		县	整備目標	票	# <del> *</del>
•	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
移動円滑化 された経路	■歩道から出入り口まで移動円滑化された経 路を確保		0		
	■エレベーターの改善 (点字表示の設置、音声案内の導入、手すりや呼び出 しボタン等の改善等)	0			
施設の改善	■エレベーターの改修 (施設の建替え時にバリアフリーに配慮したエレベー ターの大幅改善)			0	*1
	■多機能トイレに多目的シートを設置	0			
	■洋式トイレの増設		0		
	■トイレの改善 (点字表示の設置、音声案内の導入等)	0			
	口歩道から出入り口まで連続した適切な視覚 障害者誘導用ブロックを設置	0			
案内情報の	口施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改 善・新設	0			
わかりやすさ	口視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討	0			
	□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の 方策について継続的に検討	0			

\*1:施設の建替え時に併せて実施。



写真 6-25 出入口付近の視覚障害者誘導用ブロック



写真 6-26 トイレ



写真 6-27 エレベーター

# • 大和郡山市社会福祉会館 事業者: 大和郡山市

整備内容		整備目標			/# <del>-1</del> /
•	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
	■エレベーターの改善 (点字表示の設置)	0			
	■エレベーターの改善 (音声案内の導入等)			0	*1
施設の改善	■エレベーターの改修 (施設の建替え時にバリアフリーに配慮したエレベーターの大幅改善)			0	*1
	■多機能トイレに多目的シートを設置	0			
	■多機能トイレの便座の改善	0			
	■多機能トイレの照明の自動化	0			
	■洋式トイレの増設	0			
	□施設内の視覚障害者誘導用ブロックの改善・新設	0			*2
案内情報の わかりやすさ	口視覚障害者や聴覚障害者に配慮したシステム導入に向けた検討		0		
	□緊急時もふまえたわかりやすい情報提供の 方策について継続的に検討	0			
7.00	□施設内照明の改善(節電対策や利用者の意見をふまえて、適切な照度を確保)	0			
その他	□まちづくりの動向をふまえ、利便性の高い場 所への移設の検討	0			

\*1:施設の建替え時に併せて実施。

\*2: 抜本的な改善は建替え時に実施。



写真 6-28 トイレ



写真 6-29 エレベーター

・三の丸駐車場 事業者:社会福祉協議会

整備内容		整備目標			/# <del>*</del>
•	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
施設の改善	■駐車スペースの検討 (車いす利用者が安全に駐車できる駐車マスの位置と 経路を検討)	0			
施設の改善	□係員のサービス向上と周知 (身障者用駐車マス利用者への案内・誘導の徹底と、 告知すれば介助する旨の周知)	0	継続	実施	
   案内情報の	ロトイレのわかりやすい案内サインの設置	0			
わかりやすさ	口聴覚障害者等に配慮したわかりやすい駐車 料金支払いシステムの検討	0			
その他	口施設内照明の改善(節電対策や利用者の意見をふまえて、適切な照度を確保)	0			



写真 6-30 三の丸駐車場

• 西友大和郡山店 事業者: 合同会社西友

	整備内容		整備目標		
	: 特定事業 口:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
移動円滑化 された経路	□大規模改築時に店内外からスムーズに利用 できるエレベーターの設置を検討			0	
施設の改善	■エレベーターの改善 (点字表示の設置、インターフォンの設置)	0			
案内情報の わかりやすさ	□エレベーターの案内サインを店舗内に設置		0		
その他	口放置自転車対策の継続実施(大和郡山市や警察 と協力して、来店者に自転車マナー向上を啓発)	0	継続	更施 ▶	



写真 6-31 西友大和郡山店(エレベーターへの経路)

## (5) 都市公園特定事業等

・城跡公園・三の丸緑地 事業者:大和郡山市

整備内容	整備目標		/# <del>*/</del>	
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
□バリアフリーに配慮した情報提供 (車いす・ベビーカー利用者、視覚障害者、聴覚障害者等が城跡公園 を利用する際の利用ルートや注意事項、トイレ等の施設状況について 情報提供)	0			
■公園内のトイレの整備 (公園利用者の動線や利用状況をふまえ、障害者、乳幼児連れ等に配慮 した多機能トイレの改善・整備)	0			*1
□歴史に配慮した公園内のバリアフリー化の推進 (郡山城跡の歴史・文化や周辺景観との調和に配慮しつつ、都市公園移動等円滑化基準等に準じた公園のバリアフリー化を「郡山城跡公園基本計画見直し業務」と連携しながら推進)	0			*1

\*1:公園内は一部民有地部分があり、改修等については、公園全体の計画にあわせて整備を検討。



写真 6-32 城跡公園内のトイレ

• 外堀緑地 事業者: 大和郡山市

整備内容	芽	整備目標	票	/# <del>- </del> /
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
■移動円滑化された経路の確保				
(生活関連経路の一部として移動円滑化された経路を確保するため、車				
いすやベビーカーでも移動しやすい舗装への改善、縦断勾配のきつい	0			
箇所の改善、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した案内誘導方策、夜間				
の照明等について検討し、随時整備していく。なお、これらの検討に				
あたっては歴史・文化や景観にも配慮する)				



写真 6-33 外堀緑地(北門)

## (6) その他事業

・バスターミナル 事業者:大和郡山市

整備内容		整備目標		
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
口バスターミナルの改善				
(歩行者動線やバスの動線等の見直し、上屋・ベンチ等の設備、案内		0		
板等の案内誘導施設の改善)				



写真 6-34 バスターミナル

• 近鉄郡山駅周辺 事業者: 大和郡山市

整備内容	芽	整備目標	票	/ <del>**</del> +
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	短期 5 年	中期 10 年	長期 10年以上	備考
□大和郡山上三橋線と連携した既存施設等の改善				
(大和郡山上三橋線と連携を図りながら、既存施設等(案内サイン・ポ	0			*1
ケットパーク等)の見直し等を実施)				
□近鉄郡山駅周辺整備について				
(移動等の円滑化に向けたバリアフリーについてハード、ソフト両面か				*2
らの取り組みを進めつつ、全体的なまちづくりの中で駅周辺整備の実				_
現化に向けた検討を行う)				

- \*1:大和郡山上三橋線は道路特定事業等として「6-6」頁に記載。事業者は奈良県。
- \*2:駅周辺整備に対する要望が多く、本市の大きな行政課題の一つとして認識。総合的な視点で検討すべき課題。



写真 6-35 近鉄郡山駅周辺

## (7) ソフト施策

ハード面のバリアフリー化も必要ですが、実際の利用者にとって利用しやすいものとなるためには、運営に従事する職員の応対や施設等の利用に関するわかりやすい情報提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みがより一層求められます。さらに、ハード、ソフトの取り組みの充実に加えて、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにする「心のバリアフリー」を推進していきます。

## くわかりやすい案内の充実>

整備内容	主な担当・窓口
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	工名區司 心口
□だれにでもわかりやすい案内表示 (サイン) の設置 本地区には城跡公園等が立地し来訪者が多いこともふまえ、障害者等 だけでなく、初めて訪れた来訪者を含め、周辺の景観にも調和しただ	県:道路・交通環境課 市:都市計画課 その他担当部署
れにでもわかりやすい案内表示(サイン)の設置  □介助・接遇マニュアルの作成  公共施設や観光施設の案内員等の介助・接遇スキルの向上をめざした マニュアルの作成・配布	市:地域振興課 介護福祉課
□来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討 来訪障害者等への移動支援の先進事例の調査・研究と本市への導入可 能性の検討	市:地域振興課厚生福祉課
□障害者に配慮した案内・情報システムの導入検討 障害者に配慮した案内・情報システムの開発・研究動向をふまえたシ ステム導入の可能性の検討	県:道路·交通環境課 市:企画政策課

#### **く**バリアフリー情報の提供>

整備内容	主な担当・窓口
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	エな担当・芯口
ロバリアフリーマップの作成・配布	県:地域福祉課
主に障害者が移動する際に参考となる経路や施設等のバリアフリー	道路・交通環境課
状況をとりまとめたマップの作成・配布	市:都市計画課
□バリアフリーの取り組みに関する情報提供	   県:道路·交通環境課
バリアフリー化事業や関連する取り組みに関する進捗状況やスケジ	市:都市計画課
ュール等の情報を開示	THE PROPERTY IN THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

#### <広報・啓発>

整備内容 ■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
口広報・啓発活動の推進 人権意識の高揚を図り、バリアフリーに対する理解を深めるための各 種取り組みを実施	県:人権施策課 市:人権施策推進課

# **<**迷惑自転車対策>

整備内容	→ <b>小</b> 田业,宛□
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口 
□自転車のマナー向上を図る啓発活動	県:安全・安心まちづ
警察等と連携し、駐輪や自転車走行マナーの向上を図るための啓発活動を実施	くり推進課
小学生を対象にした自転車マナー向上の取り組みを実施	市:市民安全課

# **<**駐車場の利用マナーの向上>

整備内容	十七七 - 空口
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
□身障者用駐車マスの利用マナー向上を図る啓発活動 各施設管理者等と連携し、身障者用駐車マスの利用マナーの向上を図 るための啓発活動を実施	県:地域福祉課 市:厚生福祉課

## <教育>

整備内容 ■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	主な担当・窓口
□学校におけるバリアフリー教育の実施 学校において、バリアフリー教室の開催や、バリアの現地点検等の取 り組みを実施	県:学校教育課 市:学校教育課
□市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実 市職員を対象としたバリアフリーに関する研修の実施や手話のでき る職員の配置	市:秘書人事課
□社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 社員を対象とした介助・接遇スキルの向上やバリアフリーに関する研 修を継続実施	西日本旅客鉄道株式 会社・近畿日本鉄道株 式会社・奈良交通・タ クシー事業者
□事業者向けバリアフリー教育訓練研修の実施 障害者への接遇・介助水準の向上のための研修を実施	県:道路·交通環境課 市:都市計画課

# <当事者の意見を反映するしくみ>

整備内容	主な担当・窓口
■:特定事業 □:その他事業・ソフト事業	上で担当・お口
□バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみ の構築	県:地域福祉課
基本構想策定後の事業実施計画の検討において、具体的な計画内容を	道路・交通環境課
検討する際に、当事者の意見を反映するしくみを構築	市:都市計画課 